

令和5年1月20日  
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

## 一般送配電事業者からの情報漏えい事案に関して、 四国電力送配電株式会社及び四国電力株式会社への 報告徴収を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、昨今の一般送配電事業者からの情報漏えい事案に関し審議を行い、四国電力送配電株式会社、四国電力株式会社に対し、事案の詳細を調査するため、電気事業法に基づき報告徴収を実施しましたので、お知らせいたします。

電力・ガス取引監視等委員会は、一般送配電事業者からの情報漏えい事案に関し、一般送配電事業者及び関係小売電気事業者に対し、網羅的に緊急点検を行うことを求めています。

この過程で、四国電力送配電から、自社の行為の適切性について照会がありました。この事案においては、ログ解析等の結果、関係小売電気事業者から、特定の目的においてのみ閲覧が認められている情報について本来の目的外での閲覧が確認されたとの説明を受けました。

事実関係の把握のため、四国電力送配電、四国電力株式会社に対して、本日(20日(金))、電力・ガス取引監視等委員会から、電気事業法(昭和39年法律第170号)第114条第1項の規定により委任された同法第106条第3項の規定による権限に基づき報告徴収を実施したことをお知らせいたします。

今後、報告徴収の結果を踏まえて、必要に応じて適切な対応をとってまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課長 鍋島

担当者: 福原、日高、森野

電話: 03-3501-1585(直通)

メール: s-dentori-network@meti.go.jp